

個人情報ファイルの名称	教育財産の使用許可ファイル	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	使用許可をしている教育財産の管理のため	
記録項目	1 申請者氏名、2 申請者住所、3 許可期間、4 使用用途、5 使用面積、6 使用料、7 担当者連絡先	
記録範囲	教育財産使用許可申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	教育財産使用申請を行う者からの申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	園児・児童・生徒の健康診断及び各種検査検診	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	園児・児童生徒の健康を適切に管理し、以て学校教育の円滑な実施を図るため	
記録項目	1学校名、2氏名、3フリガナ、4性別、5生年月日、6児童生徒連番、7生徒管理コード、8健康診断及び各種検査検診項目、9健康診断及び各種検査検診結果	
記録範囲	全児童生徒	
記録情報の収集方法	学校からの提出及び検診委託業者からの報告による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	学校医等履歴情報	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	学校医等への報酬の支払いや、国や都の依頼又は区の規定により叙勲及び表彰する際の該当者を把握するために利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5本籍、6職歴、7学歴、8資格、9賞罰、10口座情報、11電話番号、12配偶者等情報	
記録範囲	任用している学校医等	
記録情報の収集方法	学校医等からの履歴書等の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	学校給食費管理システム	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	区立小・中学校の給食費の徴収、債権管理等の業務を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4保護者氏名、5給食者番号、6学齢簿番号、7続柄、8通称名、9教職員等情報(教職員番号、旧・新所属学校名、職層、職層コード、職種、職コード)、10納付方法、11金融機関口座情報(金融機関名、店名、預金種別、口座番号、口座名義人)、12振替情報(振替年月日、振替金額、振替結果)、13在学学校名、14学校番号、15学年、16学級種別、17喫食情報、18休学・復学情報、19転出入情報、20就学援助情報、21生活保護情報、22兄弟姉妹情報、23還付情報(還付額、還付予定額、還付年月日)、24債権管理情報(未納額、納期限、滞納繰越額、遅延損害金、交渉履歴)、25調定額、26請求額、27納付額、28会計年度・期別(月)、29不能欠損額、30時効情報、31世帯番号、32児童・生徒の生年月日、33児童・生徒の個人情報	
記録範囲	区立小・中学校の児童・生徒、保護者、教職員その他給食喫食者	
記録情報の収集方法	世田谷区教育委員会事務局学務課が保有する「学齢簿システム」からの抽出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	学校施設整備事務ファイル	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局教育環境課	
個人情報ファイルの利用目的	校舎・園舎外改修・改築工事事務において利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4メールアドレス、5職業・職歴、6役職名、7土地・建物等所有状況、8テレビの受信状況・方法、9居住状況	
記録範囲	当該工事予定地周辺住民及び土地所有者、推進会議、検討会等委員	
記録情報の収集方法	学校、町会関係者又は本人からの聞き取り及び法務局等調査等による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	いずみ学級名簿情報	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	いずみ学級活動に関する各種連絡に利用	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5メールアドレス、6勤務先、7血液型、8服薬状況、9アレルギー等、10、既往症、11容姿(写真)、12口座番号	
記録範囲	いずみ学級通級申込書又は学級主事登録申込書を提出した者	
記録情報の収集方法	通級申込書又は学級主事登録申込書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	郷土資料館事務運営ファイル	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	郷土資料館開催(共催を含む。)行事申込者・郷土資料館利用者・所蔵資料寄贈・寄託者の実態把握、郷土資料の調査・収集・整理の作業者及び世田谷区立郷土資料館運営委員会委員、歴史講座講師、刊行物原稿執筆者等への報酬費支払い、郷土資料館の円滑な運営のために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5メールアドレス、6学歴、7職業・職歴、8地位、9音声、10容姿(写真)、11個人番号(マイナンバー)	
記録範囲	郷土資料館開催行事申込者、郷土資料館利用者、所蔵資料寄贈・寄託者、資料調査・収集・整理等作業者、世田谷区立郷土資料館運営委員会委員、歴史講座講師、刊行物原稿執筆者、学識経験者・研究者	
記録情報の収集方法	郵便・電子申請等による、郷土資料館開催(共催を含む。)行事参加申込み、郷土資料館団体登録申請書・資料利用申請書等による、郷土資料館利用申込み及び資料調査・収集・整理等に係る本人からの情報提供による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	世田谷デジタルミュージアム	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	統一的に文化財データの登録・管理を行う。また、登録している情報の一部を使用してWEB上で文化財に関する情報発信を行う。	
記録項目	1家屋・家系、2国籍、3婚姻歴・離婚歴、4氏名、5住所、6親族関係、7世帯主との続柄、8性別、9生年月日、10電話番号、11本籍、12宗教、13財産状態、14取引状況、15納税額等、16学歴、17資格、18賞罰、19職業・職歴、20団体加入の有無、21地位、22健康状態、23家庭状況、24居住状況、25趣味・嗜好、26容姿	
記録範囲	文化財の保護・普及に係る個人及び文化財・歴史・民俗等の調査・研究の対象となる個人	
記録情報の収集方法	各種届出書の提出及び調査・研究による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	世田谷デジタルミュージアム内のWEBコンテンツ	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	埋蔵文化財発掘届データ	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	埋蔵文化財発掘届データを登録し、調査の進捗管理や東京都への進達手続きなどに使用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	埋蔵文化財発掘届を提出した者	
記録情報の収集方法	埋蔵文化財発掘届の届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	民家園維持運営ファイル	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	行事等開催のため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5メールアドレス、6学歴、7職業・職歴、8地位、9団体加入の有無、10肖像・事業風景(写真)、11個人番号(マイナンバー)	
記録範囲	民家園行事申込者、民家園行事関係者、民家園利用者、民家園協力者	
記録情報の収集方法	郵便申請等による民家園行事参加申込書、民家園入園簿、民家園団体利用申込書、民家園協力者名簿、民家園行事関係者本人からの情報提供等による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	利用者サービスファイル	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局中央図書館	
個人情報ファイルの利用目的	図書館利用者の登録情報、貸出情報、予約情報、その他の利用情報(督促、紛失等)を適正に管理し、円滑な利用者サービスを行う。	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	世田谷区立図書館の利用者	
記録情報の収集方法	世田谷区立図書館の利用者からの申し出、利用者自身の図書館ホームページにおける入力及び館内利用者用端末の操作による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

記録項目（別紙）

【登録情報】

1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5電話番号(自宅及び勤務先)、6登録年月日、7登録資格、8登録館、9利用者ID、10利用者区分、11利用停止日、12利用停止予定日、13メールアドレス、14メールアドレス登録日、15パスワード登録日

【貸出情報】

1貸出日、2返却期限、3資料名、4貸出資料番号、5最終貸出日

【予約情報】

1資料名、2予約日、3予約書誌番号、4予約時間、5予約冊数(累積)、6予約館、7連絡方法、8予約確保連絡日、9貸出予定館

【その他の利用情報】

1カード紛失日、2メッセージ、3メッセージ登録館、4メッセージ登録年月日、5再発行前カード番号、6再発行日、7再発行理由、8資料紛失日、9貸出停止日、10貸出停止理由、11督促はがき出力日、12督促リスト出力回数、13督促リスト出力日、14紛失冊数、15備考、16検索申請日、17弁償申請日、18予約候補書誌番号、19返却期限通知メール登録有無、20新着資料お知らせメール登録有無、21新着資料登録項目、22レファレンス受付日、23レファレンス質問内容、24レファレンス回答内容

【令和6年1月図書館システム更改に伴う追加項目】

1お気に入り資料(リスト名、書誌番号、評価(5段階)、コメント)、2読書記録(利用の有無、リスト名、書誌番号、評価(5段階)、コメント、貸出日、貸出場所)

個人情報ファイルの名称	座席管理システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局中央図書館	
個人情報ファイルの利用目的	図書館利用者等の座席利用及び端末利用を適正に管理し、円滑な利用者サービスを行う。	
記録項目	1 利用者ID、2 利用日時、3 利用端末	
記録範囲	図書館の座席や端末を利用する者	
記録情報の収集方法	図書館の座席や端末を利用する者からの申し出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	視聴覚ライブラリー利用者ファイル	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局中央図書館	
個人情報ファイルの利用目的	視聴覚ライブラリー利用者の登録情報、貸出情報を適正に管理し、円滑なサービス提供を行う。	
記録項目	1氏名、2郵便番号、3住所、4性別、5生年月日、6電話番号、7貸出日、8返却期限、9貸出資料名、10貸出資料番号	
記録範囲	中央図書館視聴覚ライブラリーの利用者	
記録情報の収集方法	利用者からの申し出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	指定校変更申請書関係	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学務課	
個人情報ファイルの利用目的	就学義務の履行状況を把握するため。	
記録項目	1児童・生徒氏名、2保護者氏名、3届出者氏名、4生年月日、5続柄、6電話番号、7住所、8学校名、9学年、10兄弟関係、11進学情報、12変更理由、13許可状況、14添付資料、15変更希望期間	
記録範囲	指定校変更申請を行った児童・生徒の保護者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	指定校変更申請、住民基本情報管理システム及び学齢簿管理システムによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	世田谷区長(各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課及び子ども・若者部児童課)、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	区域外就学申請書関係	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学務課	
個人情報ファイルの利用目的	就学義務の履行状況を把握するため。	
記録項目	1児童・生徒氏名、2保護者氏名、3届出者氏名、4生年月日、5続柄、6電話番号、7住所、8学校名、9学年、10兄弟関係、11進学情報、12就学理由、13承諾状況、14添付書類、15希望期間	
記録範囲	区域外就学申請を行った児童・生徒の保護者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	区域外就学申請、住民基本情報管理システム及び学齢簿管理システムによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	世田谷区長(各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課及び子ども・若者部児童課)、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	夜間中学校就学申請書関係	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学務課	
個人情報ファイルの利用目的	就学義務の履行状況を把握するため。	
記録項目	1生徒氏名、2性別、3年齢、4国籍、5生年月日、6電話番号、7住所、8学歴、9勤務情報、10就学理由、11進学年、12進学情報、13保護者情報、14届出者氏名、15許可状況、16添付資料	
記録範囲	夜間中学校就学申請を行った児童・生徒の保護者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	夜間中学校就学申請、住民基本情報管理システム及び学齢簿管理システムによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	世田谷区長(各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課及び子ども・若者部児童課)、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	猶予・免除申請書関係	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学務課	
個人情報ファイルの利用目的	就学義務の履行状況を把握するため。	
記録項目	1児童・生徒氏名、2生年月日、3続柄、4保護者氏名、5電話番号、6学校名、7住所、8届出者氏名、9添付書類、10希望期間、11猶予・免除事由、12心身の状態	
記録範囲	猶予・免除申請を行った児童・生徒の保護者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	猶予・免除申請、住民基本情報管理システム及び学齢簿管理システムによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	世田谷区長(各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課及び子ども・若者部児童課)、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	就学申請書関係	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学務課	
個人情報ファイルの利用目的	就学義務の履行状況を把握するため。	
記録項目	1児童・生徒氏名、2保護者氏名、3生年月日、4続柄、5電話番号、6住所、7学校名、8学年、9申請理由、10添付書類	
記録範囲	就学申請を行った児童・生徒の保護者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	就学申請、住民基本情報管理システム及び学齢簿管理システムによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	世田谷区長(各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課及び子ども・若者部児童課)、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	外国人就学申請書関係	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学務課	
個人情報ファイルの利用目的	就学義務の履行状況を把握するため。	
記録項目	1 児童・生徒氏名、2 通称名、3 性別、4 続柄、5 国籍、6 住所、7 就学期間、8 入学前経歴、9 保護者情報、10 届出者氏名、11 生年月日、12 連絡先、13 学校名、14 学年、15 許可状況、16 添付書類、17 外国人登録の有無	
記録範囲	外国人就学申請を行った児童・生徒の保護者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	外国人就学申請、住民基本情報管理システム及び学齢簿管理システムによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	世田谷区長(各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課及び子ども・若者部児童課)、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	盲・ろう・養護転学報告書関係	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学務課	
個人情報ファイルの利用目的	就学義務の履行状況を把握するため。	
記録項目	1児童・生徒氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5転入期日、6学校、7学年、8保護者氏名、9続柄、10住所、11前籍校、12転学理由、13添付書類	
記録範囲	児童・生徒の保護者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	住民基本情報管理システム及び学齢簿管理システムによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	世田谷区長(各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課及び子ども・若者部児童課)、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	副籍関係	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学務課	
個人情報ファイルの利用目的	就学義務の履行状況を把握するため。	
記録項目	1 児童・生徒氏名、2 性別、3 生年月日、4 保護者氏名、5 就学予定校、6 地域指定校、7 住所、8 電話番号、9 学年、10 希望する交流活動、11 添付書類	
記録範囲	児童・生徒の保護者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	住民基本情報管理システム及び学齢簿管理システムによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	児童・生徒の在籍校、他自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	就学事務システム(就学援助)	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学務課	
個人情報ファイルの利用目的	経済的理由で就学困難な児童・生徒(小学校就学予定者を含む。以下同じ。)の保護者に対し、学用品費等の支援を行うことにより就学にかかる保護者の負担を軽減し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3続柄、4電話番号、5住所、6学校名、7学年、8口座情報、9審査結果、10税情報、11住民基本情報、12通学情報、13学校活動情報(出欠席・宿泊行事等の参加実績等)、14公的扶助の受給の有無、15備考欄(DV被害に関する情報等)、16就学奨励費の申請結果及び審査結果	
記録範囲	就学援助費の受給申請を行った児童・生徒の保護者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	就学援助費を希望する者からの受給申請、税務システム、住民記録システム、就学事務システム(学齢簿編成等)、就学事務システム(就学奨励費)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	世田谷区長(各総合支所保健福祉センター生活支援課、各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課及び子ども・若者部児童課)、他自治体、児童・生徒の在籍校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	就学事務システム(就学奨励費)	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局学務課	
個人情報ファイルの利用目的	特別支援学級等に在籍している児童・生徒及び通級指導を受けている児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の支援を行うことにより就学にかかる保護者の負担を軽減し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3続柄、4電話番号、5住所、6学校名、7学年、8口座情報、9審査結果、10税情報、11住民基本情報、12通学情報、13学校活動情報(出欠席・宿泊行事等の参加実績等)、14公的扶助の受給の有無、15備考欄(DV被害に関する情報等)、16就学援助費の申請状況及び審査結果	
記録範囲	就学奨励費の受給申請を行った児童・生徒の保護者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	就学奨励費を希望する者からの受給申請、税務システム、住民記録システム、就学事務システム(学齢簿編成等)、就学事務システム(就学援助)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	世田谷区長(各総合支所保健福祉センター生活支援課、各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課)、他自治体、児童・生徒の在籍校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	Azure ADポータル	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課	
個人情報ファイルの利用目的	児童・生徒及び教職員等が学習用タブレット端末を用いた学習活動や学習指導を行う際に使用する「Azure AD(アジュール・エーディー)アカウント」(別称:マイクロソフトアカウント)を作成、管理することを目的とする。	
記録項目	1氏名、2学校名、3学年、4クラス、5出席番号、6Azure ADアカウント文字列	
記録範囲	区立小中学校に在籍する児童・生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	統合型校務支援システムに登録される児童・生徒情報及び教職員情報からの連携による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	区立小中学校に在籍する児童・生徒及び保護者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	統合型校務支援システム	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課	
個人情報ファイルの利用目的	学校生活の情報と学習データを連携させ、個別最適化された学びを推進するとともに、機能統合による効率的な運用を目的とする。	
記録項目	1氏名、2学校名、3学年、4クラス、5出席番号、6子どもアカウント文字列、7職員番号、8成績情報	
記録範囲	区立小中学校に在籍する児童・生徒、保護者及び教職員	
記録情報の収集方法	児童・生徒の在籍校及び教育指導課より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	区立小中学校に在籍する児童・生徒及び保護者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	緊急連絡情報配信サービス「すぐーる」	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課	
個人情報ファイルの利用目的	区立幼稚園・区立小学校・区立中学校に在籍している園児・児童・生徒の保護者を対象に、電話等による緊急連絡網を補完するもので、緊急情報をスマートフォン、タブレット端末、携帯電話等へ情報配信することを目的とする。	
記録項目	1氏名、2学校名、3学年、4クラス、5出席番号、6子どもアカウント文字列	
記録範囲	区立小中学校に在籍する児童・生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	統合型校務支援システムに登録される児童・生徒情報からの連携による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	区立小中学校に在籍する児童・生徒及び保護者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	プログラミング教育アプリケーション	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課	
個人情報ファイルの利用目的	区立中学校において、新学習指導要領で新たに指導することとなった「生活や社会における問題を、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによって解決する学習」を効果的に実施するため、プログラミングに関する内容について、指導に効果的な学習教材を用いて、生徒に課題解決能力や論理的思考力を向上させることを目的とする。	
記録項目	1氏名、2学校名、3学年、4クラス、5出席番号、6学習データ	
記録範囲	区立中学校に在籍する生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	生徒の在籍校より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	個別学習支援(ドリル)アプリケーション	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課	
個人情報ファイルの利用目的	区立小・中学校の児童・生徒が、学校及び家庭での学習においてドリル形式の学習問題を提供し、その解答履歴をもとに教員による1人1人の学習進度に応じた指導(個別最適化された指導)につなげることにより、学力の向上をめざすことを目的とする。	
記録項目	1氏名、2学校名、3学年、4クラス、5出席番号、6学習データ	
記録範囲	区立小・中学校に在籍する児童・生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	児童・生徒の在籍校より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	双方向型学習支援アプリケーション	
実施機関の名称	世田谷区教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課	
個人情報ファイルの利用目的	区立小・中学校において、児童・生徒の学校及び家庭における学習を支援するために、同時に複数のタブレット端末をネットワークでつなぎ、双方向での情報交換や協同編集などを可能とするアプリケーションを用いて、対話的で深い学びを実現し、他者や社会と積極的に関わり、自ら考えを広げ、深められるようにすることを目的とする。	
記録項目	1氏名、2学校名、3学年、4クラス、5出席番号、6学習データ	
記録範囲	区立小・中学校に在籍する児童・生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	児童・生徒の在籍校より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	区立小・中学校に在籍する児童・生徒	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 総務部区政情報課 行	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	